# 答申

#### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第2の2の非公開決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求の経過

- 1 令和3年(2021年)8月31日、審査請求人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、「〇〇の診断書(〇〇年〇月〇日措置入院)と〇〇病院へ移送した保健所職員がわかる書類」についての公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 令和3年9月14日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求について、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号に該当し非公開とすべき情報を公開することとなるとの理由により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非公開決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和3年9月21日、審査請求人は、本件実施機関に対して、本件決定の取消しを求めて審査請求を行った。

# 第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び意見書で行った主張は、おおむね次のとおりである。

○○年○月○日と○○年○月○日に○○市の○○が、○○のことを通報したことは事実であり、○○が措置入院となったことを、私は、知っている。

## 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が理由説明書及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、本件請求において、〇〇の診断書及び移送職員がわかる書類の公開を請求しているが、特定の個人の診断書及び移送職員がわかる書類は、個人に関する情報であり、条例第7条第2号の非公開情報に該当する。

#### 2 条例第10条該当性について

審査請求人は、本件請求において、○○の診断書及び移送職員の分かる書類の公開を請求しているが、本件請求に係る公文書が存在するか否かを答えること自体が条例第7条第2号に規定する個人に関する情報を公開することとなるから、本件請求については、条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

#### 第5 審査会の判断理由

# 1 本件請求の内容について

本件請求の内容は、特定日に措置入院となった特定の個人の診断書と、当該特定個人を特定病院へ移送した保健所職員が分かる公文書を求めるものである。

# 2 本件決定の妥当性について

本件実施機関は、本件請求について、公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号に該当し非公開とすべき情報を公開することとなるとの理由により、条例第10条の規定により本件請求に係る公文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する非公開決定を行った。

本件決定について、審査請求人は、自身が、本件請求に係る事実を知っていると主張する。一方、本件実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が本件請求に記載された特定の個人の診断書の有無や、措置入院の事実の有無という個人情報を公開することとなると主張する。

本件決定が妥当であるというためには、仮に本件請求に係る公文書が存在する場合 に、当該公文書が非公開情報に該当することが必要である。

したがって、まずは本件請求に係る公文書の条例第7条第2号該当性について検討し、次に条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否を明らかとせずに非公開とする決定を行ったことの妥当性について検討する。

#### (1) 条例第7条第2号該当性について

本号は、個人の権利利益の保護を図るため、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」及び「特定の個人は識別できないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。さらに、これらの非公開情報のうち、本号アからウまでに該当する情報は、非公開情報から除外されている。

本件請求は、特定の個人の氏名を挙げた上で、当該個人の措置入院に係る診断書や、特定病院へ移送した保健所職員が分かる文書を対象としていることから、本号に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。また、審査請求人の主張を考慮しても、当該情報が本号アからウまでに該当する特段の事情も認められない。なお、審査請求人は、本件請求の内容に記載された特定の個人が措置入院に至る経

過等を、自身が知っていると主張する。この点について、条例は、何人に対しても 等しく公開請求権を認めるものであるから、請求者が何人であるか、又は請求者が 公開請求に係る公文書に記録されている情報について利害関係を有しているかなど の個別的事情によって、当該公文書の公開決定処分の内容が異なるものではない。

よって、本件請求に係る公文書が本号に該当するとした本件実施機関の判断は、 妥当である。

### (2) 条例第10条の規定による非公開決定の妥当性について

条例第10条は、公開請求について、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合とは、公開請求に係る公文書の存否について回答するだけで、条例第7条各号に規定される公開を拒むことができる情報を公開した場合と同様の結果をもたらすこととなる場合をいうものである。

(1) に記載のとおり、本件請求の内容は、それ自体が条例第7条第2号に規定される非公開情報に該当するところ、当該公文書の存否を答えることによって、措置入院に係る特定の個人の診断書を実施機関が保有しているか否かという情報や、特定の病院に移送されたか否かという情報を明らかとする結果を生じさせるものと解される。したがって、本件請求に係る公文書は、その存否を答えるだけで、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することとなると認められる。

よって、本件実施機関が条例第10条の規定により、本件請求に係る公文書の存否 を明らかにしないで本件請求を拒否した判断は、妥当である。

3 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

# 第6 審査経過

令和3年(2021年) 10月1日 諮問

令和4年(2022年) 2月22日 理由説明書受領

4月1日 意見書受領

令和5年(2023年) 2月9日 本件実施機関からの意見聴取及び審議

3月23日 審議終結